

建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策等について ワーキンググループにおける技術的観点からの検討結果 ＜第5回ワーキンググループで出された主な意見と対応案＞

1 事前調査の方法（範囲）

- 分析のための試料採取について、一律に3箇所から採取すると決め打ちせず、ある程度調査者の判断に委ねるようにすべき。（該当箇所：2ページ）

【対応案】

分析のための試料採取については、建材にムラがあることを考慮して、同一と考えられる建材の範囲を特定し、当該建材の3箇所以上とし、具体的な試料採取箇所数は、調査者が判断することとする。

- 同一と考えられる材料の範囲について、同一ロットのものなどという例示に「耐火時間などの仕様が同一など」とあるが、耐火時間と材料とは直接リンクしないので、記載を修正すべき。（該当箇所：2ページ）

【対応案】

括弧内の「耐火時間などの仕様が同一など」という記載を削除する。

2 石綿の事前調査を行う者の講習制度等

- 講習時間を短縮する対象の建築物について、木造戸建てなのか、RC造の戸建ても含めるのか、整理が必要。（該当箇所：2～3ページ）

【対応案】

限定的な講習で調査可能な範囲は、建材・規模・用途から調査対象となる建材の種類が限定される（したがって講習内容も限定的なものとする）「木造戸建て」に限定することとする。

- 特定調査者による調査の対象をもっと明確にするべき。また将来的には一定の建築物については特定調査者による調査を義務づけることも検討すべき。（該当箇所：3ページ）

【対応案】

まずは推奨するという位置づけで、特定建築物や大規模建築物の調査は、特定調査者による調査が望ましいこととして示す。対象とする大規模建築物の範囲については、引き続き検討する。

- 講習の対象は、解体工事業の許可業者4万だけでなく、建設業の許可業者、専門工事業者も含めて約70万社が対象と考えられ、これらすべてに厳しく講習制度の受講を求めるべき。（該当箇所：2ページ）

【対応案】

解体工事業者に限定せず、広く建設業者が講習を受講できるよう、全国的に数十万規模の講習が実施できる体制の整備を図る。

3 石綿含有分析を行う者の講習制度等

- 石綿の分析者について、講習を義務づける案となっているが、修了試験（技能試験）も義務づけるべき。（該当箇所：4ページ）

【対応案】

石綿の分析者に義務づける講習について、修了試験も義務づけることとする。

4 事前調査結果の記録内容

(特段意見なし)

5 作業計画に基づく作業の実施状況等の記録

- 作業の実施状況の記録について、隔離等の措置の点検状況等が分かる記録媒体の1例として、石綿等の漏えいの有無の点検のための気中粉じん等濃度測定に用いたフィルタそのものの保管も含めるべき。(該当箇所：5ページ)

【対応案】

隔離等の措置の点検状況等に係る記録については、法令上、義務づけられているろ過集じん方式の集じん・排気装置の排気口からの石綿等の漏えいの有無の点検結果及び前室の負圧の状況の点検結果の記録を求めることとする。

なお、石綿が付着したフィルタの保管は、石綿が製造譲渡等の禁止物質であること、保管方法・場所に係る負担が大きいこと等を踏まえると、一律に保管を求めることは困難。

- 負圧の除じん装置の排気孔の集じん計によるチェック結果、除じん装置の現場への持ち込み方法なども記録させるべき。(該当箇所：5ページ)

【対応案】

隔離等の措置に係る記録については、法令上、義務づけられているろ過集じん方式の集じん・排気装置の排気口からの石綿等の漏えいの有無の点検結果、前室の負圧の状況の点検結果等の記録を求める。具体的には、排気口のダクト内部の粉じんの検出状況等記録し、異常を認めたときは法令に基づき作業の中止、装置の補修等が義務づけられていることから異常の原因に対応した補修等の対応状況についても記録することとする。

- 隔離空間からの漏洩防止対策として規則や指針で求めている措置についても、記録させるべき。(該当箇所：5ページ)

【対応案】

隔離等の措置の点検状況等に係る法令に基づく記録については、法令上、義務づけられている集じんろ過方式の集じん・排気装置の排気口の点検結果等の記録を求める。なお、その他指針等で求めている技術的事項に係る記録に関しては、マニュアルの改訂時等において検討することとする。

6 新たな簡易届出の対象

- 簡易届出の対象とする改修工事について、1億円という基準で切ると、レベル1やレベル2などリスクのある工事をカバーできないため、基準を考え直すべき。(該当箇所：6ページ)

【対応案】

レベル1・2の吹付石綿、石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材等について適切な事前調査が行われず工事が開始された事例が散見されたことも踏まえ、届出対象は、石綿含有の有無に関わりなく以下のものとする。

レベル1・2の吹付石綿、石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材等について適切な事前調査が行われず工事が開始された事例が散見されたことも踏まえ、一案として、届出対象は、石綿含有の有無に関わりなく、以下のとおり、原案の①②に加えて③とすることが考えられるが、対象を幅広くかつ明確に定める観点等から様々な考え方があり得るところ、今回ご議論いただきたい。

- ① 解体する部分の床面積が 80m² 以上の解体工事【原案】
※解体工事の定義は建設リサイクル法に準じる
- ② 解体工事以外の建設工事であって新築又は増築の工事に該当しないもののうち、請負代金の金額が1億円以上のもの【原案】
- ③ 壁、柱、天井等に吹付材が吹き付けられている又は保温材、耐火被覆材等が張り付けられている建築物の解体等の作業を行う場合における当該吹付材、保温材、耐火被覆材等を除去する作業（①及び②に該当するものを除く）【追加】

7 届出記載事項

- 簡易届出の記載事項（届出様式）について、建材ごとに石綿含有の有無を記載する方法に変更し、含有なしと判断した場合はその根拠を選択式で書かせるようにしてはどうか。（該当箇所：7ページ）

【対応案】

簡易届出の様式案を以下のとおり修正し、石綿含有が「無」の場合もチェックさせ、有無を判断した根拠も選択肢でチェックさせるようにする。

<簡易届の様式見直し案> ※下線が修正箇所

	石綿含有の有無			石綿含有の有無の判断根拠 ①目視及び設計図書等 ②分析 ③メーカー証明	破碎切断の有無		左記の石綿含有建材に係る作業時の措置（※） ①負圧等 ②養生 ③湿潤化 ④ 呼吸用保護具の使用
	有	みなし	無		有	無	
吹付け材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<u>①□ ②□ ③□ ④□</u>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□
保温材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<u>①□ ②□ ③□ ④□</u>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□
煙突断熱材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<u>①□ ②□ ③□ ④□</u>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□
屋根用折板断熱材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<u>①□ ②□ ③□ ④□</u>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□
耐火被覆材（吹付け材を除く） <u>（ケイ酸カルシウム板第二種を含む）</u>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<u>①□ ②□ ③□ ④□</u>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□
スレート波板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<u>①□ ②□ ③□ ④□</u>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□
スレートボード	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<u>①□ ②□ ③□ ④□</u>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□
屋根用化粧スレート	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<u>①□ ②□ ③□ ④□</u>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□
けい酸カルシウム板第一種	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<u>①□ ②□ ③□ ④□</u>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□
押出成形セメント板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<u>①□ ②□ ③□ ④□</u>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□
パルプセメント板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<u>①□ ②□ ③□ ④□</u>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□
ビニル床タイル	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<u>①□ ②□ ③□ ④□</u>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□
窯業系サイディング	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<u>①□ ②□ ③□ ④□</u>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□
せっこうボード/ロックウール吸音天井板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<u>①□ ②□ ③□ ④□</u>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□
その他の建材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<u>①□ ②□ ③□ ④□</u>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	①□ ②□ ③□ ④□

8 隔離以外の作業現場及び建築用仕上塗材に係る作業現場

- 仕上げ塗材については、早期に位置づけを明確にしていきたい。（該当箇所：8ページ）

【対応案】

仕上げ塗剤については、今年度中に国が仕上げ塗剤の剥離等の作業における石綿の飛散状況の測定等を行った上で、その結果を踏まえて位置づけを明確にする。

9 隔離・漏洩防止の具体的措置

- グローブバッグ工法の漏れの確認は、スモークテストだけに限定しないようにするべき。(該当箇所：10 ページ)

【対応案】

グローブバッグ工法の漏れの確認については、スモークテストだけに限定せず、スモークテスト又はそれと同等の方法によることとする。

10 計画作成参画者の要件

- 主任技術者等に対して、きちんと石綿に関する教育を行うべき。(該当箇所：11 ページ)

【対応案】

来年度以降、主任技術者等に対する石綿に関する研修について、予算措置も含めて検討する。

その他の参考意見

- 解体工事業をライセンス制にするなど、工事業者のレベルアップを図るべき。
- 罰則を引き上げるべき。
- きちんと作業中の気中濃度を測ってマスクの選定が適切に行えるようにするべき。
- 石綿についてリスクアセスメントの義務対象とするべき。